

○まつもと市民芸術館条例施行規則

平成16年3月16日

規則第4号

改正 平成16年7月30日規則第73号

平成18年1月31日規則第1号

平成26年3月31日規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、まつもと市民芸術館条例（平成15年条例第45号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の申請)

第2条 条例第7条の規定による申請は、まつもと市民芸術館利用許可申請書（徴収簿）（様式第1号）により行うものとする。ただし、駐車場を1日（1回）単位で利用しようとする場合（以下「1回駐車」という。）の申請は、口頭により行うものとする。

2 申請の受付期間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 主ホール及び小ホール（以下「主ホール等」という。） 利用しようとする日（連続して利用するときはその初日。以下「利用日」という。）の前13月に当たる日の属する月の初日から利用日の前日まで。

(2) 附属施設 利用日の前2月に当たる日の属する月の初日から利用日の前日まで。ただし、主ホール等と併せて利用するときは、前号によるものとする。

(3) 駐車場

ア 1月を単位として利用しようとする場合（以下「定期駐車」という。） 利用日の前2月に当たる日の属する月の初日から利用日の前日まで。

イ 1回駐車 利用日

(利用の許可)

第3条 条例第7条の規定による許可は、まつもと市民芸術館利用許可書兼領収書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）の交付により行うものとする。ただし、駐車場の許可は、南源池駐車場定期駐車券（様式第2号の2）又は南源池駐車場駐車券（様式第2号の3）（以下「駐車券」という。）の交付により行うものとする。

2 定期駐車の利用の許可期間は、月の初日から末日までの1カ月間とする。

3 駐車場の利用の許可を受けた者は、駐車券を紛失し、又は汚損したときは、南源池駐車

場駐車券再交付申請書（様式第2号の4）により再交付の申請をしなければならない。

- 4 利用者が施設等を利用するときは、利用許可書又は駐車券を携帯し、指定管理者に提示しなければならない。

（利用の変更又は取消し）

第4条 条例第7条の規定による許可を受けた事項の変更又は取消し（以下「許可事項の変更等」という。）の申請は、まつもと市民芸術館利用許可変更・取消申請書（様式第3号）に利用許可書を添えて提出することにより行うものとする。

- 2 許可事項の変更等の許可は、まつもと市民芸術館利用許可変更・取消許可書兼領収書（様式第4号）の交付により行うものとする。
- 3 前条第4項の規定は、許可事項の変更を許可された者について準用する。

（附属設備の利用料金）

第4条の2 条例別表第3に規定する市長が別に定める額は、別表第1のとおりとする。

（利用料金の減免）

第5条 条例第13条の規定による減免の対象事由及び減免額は、別表第2に定めるところによる。

- 2 減免を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、まつもと市民芸術館利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、減免を決定したときは、減免申請者に対し、まつもと市民芸術館利用料金減免決定書（様式第2号）を交付する。

（利用料金の還付）

第6条 条例第14条ただし書の規定による還付の対象事由及び還付額は、別表第3に定めるところによる。

- 2 還付を受けようとする者（以下「還付申請者」という。）は、まつもと市民芸術館利用料金還付申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、還付を決定したときは、還付申請者に対し、まつもと市民芸術館利用料金還付決定書（様式第4号）を交付する。

（利用時間）

第7条 施設等の利用時間は、許可を受けた時間内とし、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

- 2 利用者が、許可を受けた時間を超過又は繰上げて利用を希望する場合は、他に支障がないときに限り指定管理者は延長を認めることができる。この場合において、延長した利用

時間に1時間に満たない端数が生じたときは、1時間として計算するものとする。

(指定管理者の立入り)

第8条 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用中の施設内に立入り、利用者に対して必要な指示を行うことができる。

(利用後の処置)

第9条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は利用を停止し、若しくは許可を取り消されたときは、施設等の清掃及び整理をし、指定管理者の立会いのうえ施設等の損傷、汚損又は滅失の有無を点検して引き渡さなければならない。

(適用除外)

第10条 第4条、第5条、第6条及び第7条第2項の規定は、1回駐車の利用については、適用しない。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年3月16日から施行する。

附 則 (平成16年7月30日規則第73号)

この規則は、平成16年8月1日から施行する。

附 則 (平成18年1月31日規則第1号)

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る利用料金で施行日以後に支払うものから適用し、施行日以後の利用に係る利用料金で施行日前に支払うもの及び施行日前の利用に係る利用料金で施行日以後に支払うものについては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条の2関係)

	区分	単位	金額
舞			円
台	オーケストラピット又はエプロンステージ (主ホール)	1基1回	8, 220

設 備	プロンプターボックス (主ホール)	1式1回	2,050	
	音響反射板 (主ホール)	1式1回	3,080	
	仮設小迫り (主ホール)	1基1回	3,080	
	一点吊り (主ホール)	1本1回	3,080	
	指揮者台	1台1回	200	
	指揮者譜面台	1台1回	200	
	譜面台	1本1回	50	
	楽員用椅子	1脚1回	50	
	効果用マシン	1台1回	1,020	
	演台	主ホール用	1式1回	510
		小ホール用	1式1回	200
	司会台	1台1回	100	
	平台 (909mm×1818mm相当分)	1台1回	200	
	仮設脇花道 (主ホール)	1式1回	10,280	
	所作台	1式1回	8,220	
	松竹羽目 (主ホール)	1式1回	2,050	
	屏風	1双1回	1,540	
	上敷ござ (900mm×3636mm相当分)	1枚1回	150	
	緋毛せん (1720mm×3636mm相当分)	1枚1回	200	
	フェルト毛せん	1枚1回	410	
	地がすり	1枚1回	1,020	
	高座用座布団	1枚1回	100	
	定式幕	1式1回	1,020	
	効果用幕	1式1回	1,020	
	舞台床シート	1枚1回	510	
照 明 設 備	主ホール基本セットA	1式1回	15,420	
	主ホール基本セットB	1式1回	36,000	
	主ホール基本セットC	1式1回	46,280	
	主ホール基本セットD	1式1回	61,710	
	主ホール基本セットE	1式1回	82,280	

	小ホール基本セットA	1式1回	5, 140	
	小ホール基本セットB	1式1回	10, 280	
	小ホール基本セットC	1式1回	20, 570	
	ホリゾントライト (ローア、アッパー)	1列1回	820	
	ハロゲンスポットライト (500W)	1台1回	200	
	ハロゲンスポットライト (750W)	1台1回	250	
	ハロゲンスポットライト (1KW)	1台1回	300	
	ハロゲンスポットライト (1.5KW)	1台1回	360	
	ハロゲンスポットライト (2KW)	1台1回	410	
	HMIスポットライト	1台1回	2,050	
	ピンスポットライト	1台1回	1,020	
	センターピンスポットライト	1台1回	3,080	
	フットライト (花道用)	1列1回	510	
	ストリップライト (12灯)	1台1回	300	
	ストリップライト (4灯)	1台1回	200	
	プロジェクタースポットライト	1台1回	300	
	先玉	1台1回	200	
	効果用マシン	1台1回	510	
映像設備	特殊プロジェクター	1台1回	10, 280	
	書画カメラ	1台1回	510	
	移動式テレビジョン装置	1台1回	1, 020	
楽器	ピアノ (外国製大型)	1台1回	10, 280	
	ピアノ (大型)	1台1回	5, 140	
	ピアノ (縦型)	1台1回	1, 020	
	太鼓 (大)	1台1回	2, 050	
音響設備	拡声装置	主ホール用	1式1回	3, 080
		小ホール用	1式1回	1, 540
設備	各種マイク	1本1回	510	
	3点吊り装置	1基1回	1, 020	

	ワイヤレスマイク	1本1回	920
	マイクスタンド	1本1回	100
	移動型スピーカー	1台1回	1,020
	はね返りスピーカー	1台1回	1,020
	サブミキサー卓	1台1回	1,330
	効果用マシン	1台1回	1,020
	デジタルテープレコーダー	1台1回	610
	カセットテープレコーダー	1台1回	610
	レコードプレーヤー	1台1回	610
	コンパクトディスクプレーヤー	1台1回	510
	ミニディスクレコーダー	1台1回	510
その他	器具持ち込み使用料	1KW1回	300
	テレビ録画・中継設備	1式1回	10,280
	ラジオ録音・中継設備	1式1回	5,140

備考

- 1 1回とは、条例別表第1第1号の表に規定する利用区分(以下「利用区分」という。)の午前、午後及び夜間をそれぞれ単位とする。
- 2 この表に掲げる附属設備を利用区分の午前～午後、午後～夜間又は全日について利用する場合の金額は、次のとおりとする。
  - (1) 利用区分の午前～午後又は午後～夜間に利用する場合 1回当たりの金額(附属設備を複数利用する場合は当該利用料金の合計額)に100分の190を乗じて得た額(算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)
  - (2) 利用区分の全日に利用する場合 1回当たりの金額(附属設備を複数利用する場合は当該利用料金の合計額)に100分の270を乗じて得た額(算出した額に10円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)
- 3 閉館時間以外に附属設備を利用する場合の利用料金は、1回当たりの金額とする。

別表第2 (第5条関係)

対象事由	減免額
1 市の主催事業に使用するとき。	利用料金の全額

2 指定管理者が実施する事業に使用するとき。	利用料金の全額
3 国、県又は他の地方公共団体が市と共同して使用する とき。	利用料金の全額
4 市内に所在する小・中学校、幼稚園、保育園が 使用するとき。	利用料金の全額
5 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号） に規定する学校（前項に掲げる学校を除く。）、 及び松本広域圏内の高等学校、大学が使用す るとき。	利用料金に100分の50を乗じて 得た額
6 市に登録された芸術文化団体が使用するとき。	利用料金に100分の50を乗じて 得た額
7 その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

別表第3（第6条関係）

対象事由	還付額
1 利用者の責によらない理由により利用すること ができなくなったとき。	利用料金の全額
2 主ホール等にあつては利用日前2月までに、そ の他の施設にあつては利用日前20日までに第4 条第2項の規定による許可書が交付されたとき。	利用料金に100分の50を乗じて 得た額
3 その他市長が特に必要と認めたとき。	市長が必要と認めた額

様式第1号(第2条、第5条関係)

係	副支配人	支配人	館長

まつもと市民芸術館 利用許可 申請書(徴収簿)  
利用料金減免

年 月 日

(あて先)指定管理者

次のとおり、まつもと市民芸術館の利用許可(利用料金減免)を申請します。

申込番号

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
利用責任者 氏名  
電話番号

行事の名称

行事の内容

利用日	利用施設等	利用時間	利用料金
			計 減免額 合計
減免申請理由			
許可条件 まつもと市民芸術館条例及び同施行規則を遵守すること。			
備考			領収印



様式第2号(第3条、第5条関係)

まつもと市民芸術館 利用許可書兼領収書  
利用料金減免決定書

年 月 日

次のとおり、まつもと市民芸術館の利用を許可(利用料金の減免を決定)します。

指定管理者

許可番号

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号  
利用責任者 氏名  
電話番号

行事の名称

行事の内容

利用日	利用施設等	利用時間	利用料金
			計 減免額 合計
減免理由			
許可条件 まつもと市民芸術館条例及び同施行規則を遵守すること。			
備考			領収印

様式第2号の2(第3条関係)



南 源 池 駐 車 場  
定 期 駐 車 券

利用期間            ~

- ・ 矢印の方向にお入れください。
- ・ 折り曲げたり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないでください。
- ・ 場内の事故、盗難等については、責任を負いません。

まつもと市民芸術館

様式第2号の3(第3条関係)



南 源 池 駐 車 場  
駐 車 券

利用期間            ~

- ・ 矢印の方向にお入れください。
- ・ 折り曲げたり、濡らしたり、磁気に近づけたりしないでください。
- ・ 場内の事故、盗難等については、責任を負いません。

まつもと市民芸術館

様式第2号の4(第3条関係)

年 月 日

南源池駐車場駐車券再交付申請書

(あて先)

住所  
氏名 印

次のとおり南源池駐車場駐車券の再交付を申請します。

- 1 許可番号
- 2 許可の区分(いずれかに○を付してください。)  
定期駐車 ・ 1回駐車
- 3 申請理由(該当する理由にレを付してください。)
  - 定期駐車券の紛失
  - 定期駐車券の汚損(汚損した定期駐車券を添付してください。)
  - その他(具体的な理由 )

様式第3号(第4条、第6条関係)

係	副支配人	支配人	館長

まつもと市民芸術館 利用許可 変更・取消 申請書  
利用料金 還付

年 月 日

(あて先)指定管理者

次のとおり、まつもと市民芸術館の利用許可を変更・取消(利用料金の還付)を申請します。

許可番号

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

利用責任者 氏名  
電話番号

行事の名称

行事の内容

利用日	利用施設等	利用時間	利用料金
(上段)変更前 (下段)変更後			
変更・取消の理由			
処理欄	変更(取消)を承認する。		追加利用料金
還付処理		納付済額	
		還付決定額	
備考 (添付書類)まつもと市民芸術館利用許可書			領収印

様式第4号(第4条、第6条関係)

まつもと市民芸術館 利用許可 変更・取消 許可書兼領収書  
利用料金 還付 決定書

年 月 日

次のとおり、まつもと市民芸術館の利用許可の変更・取消を許可  
利用料金の還付を決定 します。

指定管理者

許可番号

申請者 住所  
団体名  
代表者氏名  
電話番号

利用責任者 氏名  
電話番号

行事の名称  
行事の内容

利用日	利用施設等	利用時間	利用料金
(上段)変更前 (下段)変更後			
変更・取消の理由			
処理欄	変更(取消)を承認する。	追加利用料金	
還付処理		納付済額	
		還付決定額	
備考			領収印

様式第1号（第2条、第5条関係）

様式第2号（第3条、第5条関係）

様式第2号の2（第3条関係）

様式第2号の3（第3条関係）

様式第2号の4（第3条関係）

様式第3号（第4条、第6条関係）

様式第4号（第4条、第6条関係）